

小田原バスケットボール協会一般競技規則（2018年度版）

小田原バスケットボール協会一般（以下、本会）が行う試合については、次に定める規則により行うものとする。

1. 競技上の規程

(1) 競技を行う上での規程は、特に定めのない事項については、財団法人日本バスケットボール協会が定める競技規則による。

(2) 審判は、各チームが登録した審判による帯同審判制とする。なお、帯同審判の取り決めについては、別に定める。

2. 参加資格

本会が定める期日までに、所定の登録手続きを完了したチーム及び個人のみ参加資格を有する。

ただし、個人の追加登録は、出場しようとする試合前日の18時までに下記の方法で手続きをしなければならない。

なお、中体連または高体連に所属している生徒の個人登録は認めない。^(注1)

注1) ただし、部活動を引退した3年生もしくは部活動を退部した後の追加登録は可能とする

登録手段：メール アドレス・・・touroku@odba.sakura.ne.jp ⇒追加登録用ファイルを用いて連絡のこと

3. 所属チームの制限

個人が所属できるチームは同一年度1チームのみとし、他チームへの移籍は認めない。

ただし、特別な事情によりチームから申し出があった場合は、競技委員長が判断する。

4. 登録料・大会参加料

登録料（チーム及び個人）・大会参加料の金額は、別に定める通りとし、本会が定める期日までに全額を納付しなければならない。

登録料はいかなる理由があっても返金しないが、大会参加料については、事前に不参加を申し出た場合に限り、その金額を返却する。

追加登録選手の個人登録料は、追加手続き後の代表者会議で納付しなければならない。

5. 競技日程の決定

競技日程決定のスケジュールは次のとおりとする。（リーグ戦のみ）

- | | |
|--------------------------------------|-----------------------|
| (1) 試合不可日の照会 | 概ね、競技開始1ヶ月前 |
| (2) 試合不可日の回答期限 | 概ね、3週間前（不可日がある場合のみ報告） |
| (3) 日程発表 | 概ね、2週間前 |
| (4) ※不可日の照会はリーグ戦毎に行う。また、不可日は2日以内とする。 | |

■ 競技日程の変更

原則、競技日程発表後の変更は不可とするが、止むを得ない事情により変更が必要となった場合には、以下の手順にて変更を受け付けることとする。

- | | |
|------------|--|
| (5) 変更受付期間 | 競技日程発表後～試合前日までの間 |
| (6) 変更方法 | ① 変更希望チーム代表者が競技委員長へ連絡
② 競技委員長の指示の下、変更希望チームが該当チーム宛に日程調整を行う。
③ 調整結果を競技委員長宛に報告する。
④ 調整結果を受けて、競技委員長より全チーム宛に変更連絡を行う。 |
- ※日程調整が出来なかった場合には、変更希望チームの棄権とする。（罰金対象）**

6. 順位決定方法

リーグ戦においては、チームの順位は勝ち点により決定する。勝ち点は、試合に勝ったチームが3点、負けたチームが1点、棄権したチームが0点とする。

なお、全日程終了後、勝ち点と同じ場合は、次により順位を決定する。

- (1) チーム数に関係なく、棄権試合数の少ないチームを上位とする。
- (2) 2チームの場合は、当該両チームの対戦で勝ったチームを上位とする。
- (3) 3チーム以上の場合は、勝った試合数の多いチームを上位とする。
- (4) 上記の方法でも同じ場合は、当該チーム間の試合における得失点差により決定する。

- (5) 上記の方法でも同じ場合は、全試合の得失点差により決定する。
- (6) 上記の方法でも同じ場合の順位決定方法は、競技委員長が決定する。

7. リーグ決定方法

男子リーグについては、前期・後期それぞれのリーグ戦終了後に、各リーグ共に上位リーグの最下位チームと下位リーグの最上位チームを入れ替えリーグを確定する。

ただし、総登録チーム数の関係で入れ替えが発生しない場合も有り得る。

8. 棄権の場合の対応

(1) 棄権の場合、棄権チームが対戦相手、T.O.、審判、コート主任および競技委員長に棄権することを連絡する。

(2) 棄権チーム及び対戦相手は審判、T.O.、コート主任を予定通り履行する。

※ T.O. の必要数が不足する場合は該当チームが該当日の参加チームに連絡し調整を行う。

(3) 審判、T.O.、コート主任が履行できない場合、試合の1週間前までに競技委員に連絡し、競技委員が調整を行う。この場合、9項に従い、不履行チームには罰金、罰則を科す。

(4) 1週間を過ぎてから不履行の連絡をする場合、競技委員長に連絡し、競技委員長が調整を行う。この場合、9項に従い、不履行チームには罰金、罰則を科す。

9. 罰金・罰則

次の事項に該当する行為を行ったチーム及び個人は、罰則・罰金の対象とする。なお、罰金の用途については、別に定める。

(1) 試合当日に棄権を申し出た場合

罰金 15,000円 (チーム)

(2) 日程発表時から試合前日までの間に試合の棄権を申し出た場合

罰金 10,000円 (チーム)

(3) コート主任、T.O.及び審判を履行しなかった場合 (特別な理由がある場合を除く)

(3-1) 一週間前に申し出た場合 罰金 各 2,500円 (チーム)

(3-2) 一週間を過ぎて申し出た場合 罰金 各 5,000円 (チーム)

(4) 未登録者が試合に出場した (もしくは、出場しようとした) 場合

罰金 5,000円 (1名につき)

※未登録者とは、コーチがスタメンのサインした時点、もしくは選手がT.O.に交替を申し出た時点で、登録手続きが完了していない者を指す。

※この場合、当該者は試合には出場できることとするが、罰金の対象とし、後日追加登録 (追加登録料金は発生) を必要とする。なお、同一チームで年間を通じて3名以上の未登録者が発生した場合には、別途罰金を課す。

(罰金 10,000円)

(5) 大会の秩序を著しく乱した場合

罰金・罰則は、競技委員会で協議し決定する。

10. その他

(1) メンバー表について

① メンバー表には登録しているメンバー以外、記入しないこと。

② メンバー表は、前の試合のハーフタイムまでにT.O.に提出する。

(1試合目の場合には、試合開始15分前までとする)

(2) アンダーウェアについて (小田原協会のみローカルルールとする)

① ユニフォーム(上)の下にTシャツを着用する場合、淡色の場合には淡色の同色のみ可とし、濃色の場合には黒・紺系統の淡色と違いがわかるもののみ可とする。

② ユニフォーム(下)の下には、タイツの着用を可とする。

(3) その他

上記以外の特に定めのない事項については、競技委員会で協議し、代表者会議において決定する。